令和６年度第１回　静岡市廃棄物処理施設設置等に係る専門家会議

１　日　時　　　令和６年５月８日（水）　15時～16時30分

２　場　所　　　城東保健福祉エリア　第３研修室

３　出席者　　　（委　員）雨谷委員長、横田副委員長、井上委員、宗林委員

　　　　　　　　（事務局）長田課長、富田係長、渡辺主査、阪東主任主事

　　　　　　　　（事業者）セイワ・ウエスト・ジャパーン株式会社　関係者５名

４　議　題　　　（１）委員長及び副委員長の選任について

（２）セイワ・ウエスト・ジャパーン株式会社　最終処分場の設置について

６　会議内容

事務局（富田係長）

　　それでは、定刻となりましたので、ただいまから廃棄物処理施設設置等に係る専門家会議を開催いたします。

　　私は、本日の司会を務めさせていただきます静岡市廃棄物対策課の富田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、是則委員については所要により急遽欠席となられましたことをこちらより連絡させていただきます。

　それでは、はじめに、廃棄物対策課長の長田からご挨拶をさせていただきます。

《長田課長　挨拶》

（１）委員長及び副委員長の選任について

事務局（富田係長）

　　ありがとうございました。

それでは、はじめに新任委員の紹介を行います。

海洋科学・水質管理を専門とする静岡大学理学部地球科学科准教授の宗林留美委員です。宗林委員は、岩堀委員の後任として、令和５年10月６日から専門家会議委員に委嘱されました。

《宗林委員　挨拶》

　それでは、会議に入りますが、はじめに委員長・副委員長の選任をいたします。静岡市附属機関設置条例で、当会の委員長の選任は、「委員の互選で定める」と決められております。

事務局としては、前回副委員長であった雨谷委員にお願いしたいと考えますが、皆様の

ご意見はいかがでしょうか。

【異議なし】

それでは雨谷先生よろしくお願いします。次に、副委員長ですが附属機関設置条例第６条第４項で「会長等の指名により副委員長を置く」とあります。雨谷委員長から推薦をお願いします。

雨谷委員

　　経験の豊富な横田委員にお願いしたいと思います。

事務局（富田係長）

　　ただいま、横田委員という意見がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

【異議なし】

事務局（富田係長）

　　それでは、横田委員よろしくお願いします。

事務局（富田係長）

ここで、事業者の皆様が入室しますので、少々お待ちください。

《事業者入室・着席》

（２）セイワ・ウエスト・ジャパーン株式会社　最終処分場の設置について

事務局（富田係長）

　　それでは、協議事項に入ります。

附属機関設置条例第６条第３項の規定より、委員長に議長を務めていただきます。

　　なお、附属機関設置条例第７条第２項の規定より、本日委員５名中４名のご出席をいただいております。過半数以上の出席となりますので会議成立となりますことを申し添えます。また、議事録作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、ご了承ください。

　　それでは、雨谷委員長よろしくお願いいたします。

雨谷委員長

　　本日の議長を務めさせていただきます雨谷です、どうぞよろしくお願いします。

　　それでは、早速協議事項に入りたいと思います。

　　まず、事業者の方々の自己紹介からお願いいたします。

《事業者自己紹介》

雨谷委員長

　　ありがとうございました。

　　それでは、続いて今回の廃棄物処理施設に係る事業計画・施設の概要、生活環境の影響調査についてご説明をお願いします。

《事業者説明》

雨谷委員長

　　ありがとうございました。

事務局（富田係長）

　　それでは、質疑応答に入りますが、本日所要により欠席となりました是則委員より、事前に質問事項をいただいております。

　　委員の皆様におかれましては、お手元の資料をご確認ください。

　　この質問事項について事業者より回答をお願いします。

事業者

　　１についてですが、雨水等の浸透水については、暗渠を通じて集水桝から海域へ放流することとなっており、溜桝などに溜めて放流するといったことはしないため、放流水は無しとしました。

　　２について、石綿含有廃棄物については確認させてください。

　　４について、現場視察での説明の際に使用しました地層断面図は事前手続きの際には添付していたのですが、今回の設置許可申請書には添付し忘れておりました、後日提出いたします。断面図の説明ですが、15年前に埋め立てした廃棄物の下には砂礫層があり、さらに下には強風化岩となっています。

事務局（富田係長）

　　質問３は市からの回答になります。『産業廃棄物処理施設設置等事前手続き完了通知書があるが、ここでの指摘の扱いはどうなりますか』とのことですが、（静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例）第22条において、生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、意見書を提出することができるとしており、その意見に対する見解書が事業者から提出された時点をもって、事前手続きは完了すると規定しています。当該指摘（意見）に対する事業者の回答内容が遵守されるよう、立入検査、指導を行ってまいります。

　　その他の質問については、先ほど事業者からも回答がありましたが、事前手続きの時点で提出されておりました別紙の地層断面図を、会議終了後、是則委員にも送付いたします。

雨谷委員長

　　質問１にある放流水についてですが、ここは記載なしとしてよいのでしょうか。

事務局（富田係長）

　　事業者様としては、放流水はないという認識でよかったでしょうか。

事業者

　　そのような認識で問題ありません。

雨谷委員長

　　「放流水がない」という記載でも、市としてはよいのでしょうか。

事務局（長田課長）

　　是則委員の質問の意図としては、安定型処分場であったとしても、ストレートな地下浸透を防ぐというのが最近の処分場の考えであるが、そういった対応はしないのかというものだと思われる。

事務局（富田係長）

　　繰り返しになりますが、事業者様として、安定型処分場であっても、近年はストレートな地下浸透を防ぐという考えがありますが、それについてどうお考えでしょうか。

事業者

　　こちらについては逆にお聞きしたい部分ではあるのですが、敷地内に降った雨はそのまま地下へ浸透していき、地下に埋められた穴の空いたパイプ内へしみ込んだのち、暗渠内を通って集水桝から排出されます。地下浸透を防いで直接放流するとなると、極端な話にはなるが屋根を付けて雨水を貯留池などに貯めておき、そこから海域へ放流する必要があるとなると、それについては今回の事業（要件）には当たらないのではと考えます。

雨谷委員長

　　こちらについては是則先生にお伺いしないとわからない部分もありますが、雨水は地下（廃棄物内）を浸透させて、暗渠を通じて集水桝から排出することになりますが、地下水検査等で悪い結果が出た場合、そのまま放流してしまうのでしょうか。

事業者

　　もしそういった状況に仮になったとすると、事業を一時的にストップして原因を追究します。その際には、埋め立てた廃棄物を掘り起こす必要性もあると考えています。

雨谷委員長

　　そういった対応については、どこかに記載されているのでしょうか。

事業者

　　記載はありません。現状そういった想定はしていないですが、もし必要ということであれば記載いたします。

雨谷委員長

そういった内容は記載していただいた方が良いと思います。

横田副委員長

　　本来であれば、安定型処分場といえども、遮水シート等を敷いた上に廃棄物を埋め立て、降った雨については、ストレーナー付の配管等を巡らせておいて、まとめて放流するという形がベストではあります。安定型では、ここまでの基準は求められていないものの、水質検査の結果、もし悪い結果が出てしまった場合に、出てから遮水シートを敷くというわけにもいかないのは事実です。どのような対処をされる予定でしょうか。

事業者

　　対処の方法について、一度事業者間で協議し、どこまでできるかということを整理させてください。

事業者

　　配管については、認識の相違があるといけないため再度説明をさせていただきます。現場で見ていただいた暗渠の飲み口については、穴の空いた既設のφ900の配管につながっております。配管の下は岩盤ですので、降った雨は砂礫内の穴空きの集水管に回り込んでくる状態になっています。上流の井戸については、地下に廃棄物が埋め立てられていないため、純粋な地下水質を監視します。上流と下流の井戸の水質を比較して、上流は通常の水質だけども、下流の水質が悪いということになれば、原因は処分場にあるということになりますから、仕事をストップして、ここ３～４カ月の間に埋め立てた廃棄物を掘り起こし、原因を調査するというのが、現状考えている解消方法だと考えています。そうならないために、事前に遮水シートを敷くなどして対策しなさいということであれば、今この場でそうしますといった返答は中々しにくいというのはあります。

横田副委員長

　　検査項目というのはどういったものがあるのでしょうか。

事業者

　　地下水については、25項目の地下水項目について検査を行います。地下水検査項目については以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| アルキル水銀 | 総水銀 | カドミウム | 鉛 | 六価クロム |
| 砒素 | 全シアン | ポリ塩化ビフェニル | トリクロロエチレン | テトラクロロエチレン |
| ジクロロメタン | 四塩化炭素 | 一・ニ―ジクロロエタン | 一・一－ジクロロエチレン | 一・二－ジクロロエチレン |
| 一・一・一－トリクロロエチレン | 一・一・二－トリクロロエチレン | 一・三－ジクロロプロペン | チウラム | シマジン |
| チオベンカルブ | ベンゼン | セレン | 一・四－ジオキサン | クロロエチレン |

雨谷委員長

　　どのぐらいの頻度で行うのでしょうか。

事業者

　　１年に１回です。

雨谷委員長

　　今日見せていただいた2か所から採取するということでしょうか。

事業者

　　そうです。

横田副委員長

　　今日見せていただいた上流の井戸の地下には、廃棄物は埋め立てられていないということでよいでしょうか。

事業者

　　そうです。

横田副委員長

　　話は変わり、アスベスト含有廃棄物のことについてですが、たとえば、石綿含有廃棄物が、他の石綿含有以外の廃棄物と混在して搬入される可能性もあると思いますが、そういった確認はどのようにされるのでしょうか。

事業者

　　搬入された廃棄物については、埋め立てを行う前に展開検査を行い、対象物以外の廃棄物がないか確認し、発見した場合は搬入業者に持ち帰らせます。この作業は搬入車両ごとに1件ずつ行います。アスベスト廃棄物については、排出事業者側で処理をさせたうえで搬入するようにします。

雨谷委員長

　　先ほど、アスベストについては処理をした上で持ち込むということでしたが、処理とはどのようなものでしょうか。

事業者

　　処理と申し上げましたが、ブルーシートで二重に梱包するなどの飛散防止の措置をした上で持ち込ませるというのが、アスベストの処理だと考えている。

　　アスベスト自体には害はないが、割れて粉末状になり飛散し、それを吸い込んだ際に悪影響が出るので、飛散しないように搬入することがアスベスト廃棄物の処理だと考えています。

雨谷委員長

　　誤解があるといけないので指摘させていただきますが、アスベストについては、アスベストそのものに有害性があるため、そのような認識でいていただければと思います。

事業者

　　承知しました。アスベストに関しては本当に（取り扱いの規制に関して）うるさいものであり、排出者側も敏感になっておりますので、そのあたりが徹底されたうえで持ち込まれるようにします。

雨谷委員長

　　そういったことが（申請書の）どこかに記載されていると分かりやすいと思います。

事業者

　　わかりました、確認します。

横田副委員長

　　現場用の易しく書き直したようなマニュアルがあるといいかもしれません。

雨谷委員長

　　他に質問はございませんでしょうか。

井上委員

　　騒音・振動に関しては、重機の使用だけでなく、作業に伴う騒音にも注意してほしい。また、近隣住民とのトラブルになった際のマニュアルの整備や、従業員への教育というものが重要になると思われますので、苦情がきた際の対応についてご検討いただければと思います。

　　あと追加で質問なのですが、前の事業者さんとの関係はないということでよろしかったでしょうか。

事業者

　　はい。

井上委員

前回の事業者様に対する近隣の苦情など、どういったものがあったか把握されていますでしょうか。

事務局（渡辺主査）

　　苦情といいますか、以前の時は、安定型５品目以外の廃棄物が埋め立てられてしまっていたという疑念の声があり、実際に掘り起こし調査などをしたという話は聞いています。調査結果についてですが、不正確な情報になってしまいますが、有害物等は検出されなかったが、木くず等の混入が見られたといった話だと記憶しています。

井上委員

　　展開検査をするというお話もありましたけども、安定型以外のものが入ってしまっていた場合に、周りが木に囲まれて外部の目が通りにくい立地でもあるため、これぐらいはいいやとならないように、従業員の指導徹底をしていただければと思います。

　　先ほど地元住民の方へ説明会をされたと伺いましたが、なにか意見として出たものはあるのでしょうか。

事業者

　　搬入車両台数の制限についての意見はあったかと思います。

事業者

　　地元住民の方からの意見については、現在、協定書締結に向けて調整を進めている段階であり、その中でルール決めをしていきます。

雨谷委員長

　　そのほかいかがでしょうか。

宗林委員

　　暗渠についてですが、現地視察の際には、山から出てくる表流水が一番最初に見た飲み口から入って集水桝から排出される。また、埋立地内の浸透水を通すための暗渠もあるとのことですが、これらは別物でしょうか。

事業者

　　同じものです。同じもので両方の機能を果たしています。

宗林委員

　　両方の機能は果たせないのではないでしょうか。表流水は浸透水と混ざらないように排出するという説明を現地では受けたのですが。

事業者

　　説明が分かりにくくて申し訳ありません。すでに既設で埋めている（φ900の）パイプは、山から流れてくる流量を排水できる能力は持っています。さらに、埋立地内に降った水も、その穴の空いたパイプ内に入るようにして、下流の集水桝へ集めています。

宗林委員

　　冒頭の事業説明でもありましたが、（表流水と浸透水の排出を1本の暗渠で賄うのは不安だから）もう1本暗渠を作ってほしいという要望があったということでよろしかったでしょうか。

事業者

　　それとは別の理由による要望になります。既設の暗渠は前回の埋立時に敷設したものですが、それが今回の工事までの間に（台風等の影響により）パイプが閉塞して（暗渠内に水が入らず）敷地内の上へ流れてしまったという経緯があります。今後はそういったことにならないよう、もう1本暗渠を作った方がいいのではないかという声があり、敷設する予定となっております。

宗林委員

　　つまり、雨水のみの浸透水100%をモニタリングするということは不可能という理解でよろしいでしょうか。

事業者

　　そうなります。

宗林委員

　　山からの水により希釈された水を検査するということになりますか。

事業者

　　そうなります。

宗林委員

　　浸透水が放流水として海域に出ていく箇所は、今日見せていただいた下流の集水桝1か所のみということでよろしいでしょうか。

事業者

　　そうです。

宗林委員

　　水質検査の結果、悪い結果が出た場合に、集水桝の部分で放流を一時的に止めるといった対応は可能なのでしょうか。

事業者

　　少し工夫は必要ですが、可能だと思われます。もう少し説明をさせていただくと、今日見た集水桝から水が出ていたのは、昨日の雨が大きな理由になっており、雨が降っていない期間については、ほとんど集水桝からの排水はありません。よって、さほど、山からの水によって希釈されているというものではありません。水質検査時の採水についても、山からの流量がさほどない時期を狙って行っています。

宗林委員

　　水質検査で問題が発生した場合に、埋め立てた廃棄物をひっくり返して原因を追究している間にも、集水桝からは水が排水されているわけですが、浸透水の流量は少ないのであれば、原因が分かるまで一時的に溜めておいて、処理をしてから放流するというのが現実的だと思われます。

事業者

　　これについては、少し考えさせてください。

横田副委員長

　　検査の頻度をもう1度教えてください。

事業者

　　地下水については１年に１回、浸透水についてはPH、SS、CODを３カ月に１回計測を行います。

横田副委員長

　　インプット・アウトプットをはっきりさせるために、堆積した廃棄物の内容・埋め立てた位置を特定できないといけない。廃棄物の種類・埋め立てた時間・場所をしっかり把握しておかないといけないと思われる。

雨谷委員長

　　申請書には、CODは1カ月に１回と記載されているのですが。きちんと整合性を図っていただきたいです。また、CODについては、生活環境影響調査報告書8-7において、調査地点で20mg/Lとしたときの予測結果が0.65mg/Lとご説明を受けましたが、手元資料では40mg/Lとなっていますが、どちらが正しいでしょうか。

事業者

　　すみません、確認をさせてください。

雨谷委員長

　　大気質や騒音の場合には、搬入されるトラックの台数などを元に計算されると思うのですが、この20mg/L、40mg/Lという値は、何の根拠にも基づかない値だと思います。上限値で放流したとしても影響がないということの予測方法だと思いますが、本当にそう（予測通りに）なるのかというのが疑問です。

　　表8.4.2において、現状のCODの値が示されており、9.3となっていますが、これから廃棄物がさらに埋め立てられることになりますが、この値は超えることになるだろうという見立てでよろしいですか。

事業者

　　これについては、埋め立てる廃棄物の種類によって左右されるところもあると考えています。

雨谷委員長

　　もちろんそれもあると思います。現状、地下に埋まっている廃棄物について、どの種類のものが多いか分かりませんが、今回の計画で埋め立てる予定の廃棄物は廃プラスチック類がほとんどとなっています。廃プラスチック類の中にはかなり汚いものもあるのではないかと考えられるため、分析についてはもう少し根拠のある資料の方が良いかと思います。実際に埋め立てる物にもよりますが、CODの値を上げる要因になるものもあるのではないでしょうか。

事業者

　　分析については、実際に埋め立てる廃棄物の種類によって分析結果が大きく左右され、正確性に欠ける部分もあったため、基準値の値を使わせていただきました。

雨谷委員長

　　全国の他の安定型処分場の中で、廃プラスチック類が多く埋め立てられているところのデータなどはないのでしょうか。一度お調べいただきたいと思います。

事業者

　　わかりました。

雨谷委員長

　　駿河湾において、３年ほど前に桜エビの漁獲量が激減したということがあったのですが、その原因というのが富士川あたりに不法投棄された廃棄物が原因だという説もありました。漁獲量への影響については、漁師の方は非常に敏感になっている部分もあると思うので、駿河湾への影響について説明責任を果たせる資料を用意していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

横田委員長

　　こちらの処分場には、常時従業員がいるのでしょうか。

事業者

　　敷地入口にある事務所に、日中だけにはなりますが、2人ほど常時配備させます。

横田委員長

　　廃棄物について、排出業者が建設現場などから直接搬入してくる場合もあるのでしょうか。

事業者

　　直接搬入はないです。中間処分場で選別したのちに破砕処理をしたものだけが持ち込まれます。廃棄物のほとんどは事業者（収集運搬業者）が持ち込みますが、我々が（廃棄物を）取りに行く可能性もなくはないです。

横田委員長

　　埋立に使用する覆土は、その都度搬入するのでしょうか。

事業者

　　常時、２～３カ月分の覆土を、まとめて敷地内に置いておきます。

雨谷委員長

　　その他、質問等よろしいでしょうか。

　　無いようですので、質疑については以上になります。事業者の方はありがとうございました。

《事業者退室》

雨谷委員長

　　事業者より質問の回答が出ていない部分について、後日調整したのち、市長へ意見書として提出することになります。

　　以上で議事を終了したいと思います。

専門家会議　閉会